様式第5号(第8条関係)

(表)

一般廃棄物収集運搬業許可証

許可番号　第　　　　号

住所

氏名

年　　月　　日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、下記のとおり許可します。

年　　月　　日

粕屋町長

　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| 取り扱う一般廃棄物の種類 |  |
| 事業の区域 |  |
| 収集運搬車両の種類及び台数 |  |
| 許可期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 許可の条件 |  |
| 許可の更新、変更の状況 |  |

(裏1)

|  |
| --- |
| 遵　　　守　　　事　　　項  塵芥収集運搬  (1)　許可を受けた者は、遵守事項についてはもちろんのこと、関係条例及び関係法令に従うこと。  (2)　塵芥収集件数及び収集量その他必要事項を一般廃棄物処理業(収集運搬)実績報告書(様式第13号)に記入の上、翌月10日までに提出すること。  (3)　町長が必要に応じて、書類等の提出を求めたときは、速やかに提出すること。  (4)　上記遵守事項、関係条例及び関係法令に違反し、町に損害を与えた場合は、当該違反者の負担とする。 |

(裏2)

|  |
| --- |
| 遵　　　守　　　事　　　項  し尿収集運搬  (1)　許可を受けた者は、遵守事項についてはもちろんのこと、関係条例及び関係法令に従うこと。  (2)　便槽別の収集件数及びその他必要事項を一般廃棄物処理業(収集運搬)実績報告書(様式第13号)に記入の上、翌月10日までに提出すること。  (3)　町長が必要に応じて、書類等の提出を求めたときは、速やかに提出すること。  (4)　上記遵守事項、関係条例及び関係法令に違反し、町に損害を与えた場合は、当該違反者の負担とする。 |

(裏3)

|  |
| --- |
| 遵　　　守　　　事　　　項  浄化槽汚泥収集運搬  (1)　許可を受けた者は、遵守事項についてはもちろんのこと、関係条例及び関係法令に従うこと。  (2)　浄化槽別の収集件数及びその他必要事項を一般廃棄物処理業(収集運搬)実績報告書(様式第13号)に記入の上、翌月10日までに提出すること。  (3)　町長が必要に応じて、書類等の提出を求めたときは、速やかに提出すること。  (4)　上記遵守事項、関係条例及び関係法令に違反し、町に損害を与えた場合は、当該違反者の負担とする。 |